

令和 5 年度 第 8 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 5 年 1 1 月 2 4 日（金） 午後 2 時 3 0 分
会 議 場 所	松伏町役場第二庁舎 3 階 3 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 2 時 2 0 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 4 0 分
議 長	山崎 久俊

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	永 野 浩 司	○	2	岡 野 正 幸	×
3	須 賀 喜佐子	○	4	藤 江 健 広	○
5	横 川 朝 治	○	6	岡 田 嘉 男	○
7	石 塚 要	○	8	鈴 木 洋 子	○
9	柴 田 光 善	○	1 0	小 島 康 平	○
1 1	欠 員	×	1 2	八 木 大 輔	×
1 3	高 橋 實	○	1 4	山 崎 久 俊	○
	三反崎 善 隆（最適化推進委員）	○		舩 田 晃（最適化推進委員）	○
	山 崎 富 康（最適化推進委員）	○		砂 川 進（最適化推進委員）	○
	小 島 雄 一（最適化推進委員）	○		滑 川 浩（最適化推進委員）	○
	内 藤 玉 江（最適化推進委員）	○			

事 務 局	事務局長 後藤 事務局長補佐 黒田 主任 蓮沼 主事 林
-------	---------------------------------

議事日程

日程第 1	会議録署名委員の指名について
日程第 2	諸報告について
日程第 3	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について
日程第 4	議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
日程第 4	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
日程第 6	議案第 4 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見を求める件について
日程第 7	報告第 1 号 農業用施設に係る届出書の受理について
日程第 8	報告第 2 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約について
日程第 9	報告第 3 号 公共工事に伴う農地の一時使用について

日程第 2	【諸報告について】 ◎議長 次に、諸報告を行います。 まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。 (なし) ◎議長 続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。 (なし) ◎議長 続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。 ◎事務局 ・審議保留案件について ◎議長 以上で報告を終わります。
日程第 3	【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について】 ◎議長 続いて、日程 3 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件についてを上程いたします。 時間短縮のため、朗読は省略します。 No.1 について事務局から説明をお願いします。 ◎事務局 案内図は 1 ページから 3 ページです。 譲受人は〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。 譲渡人は公益社団法人埼玉県農林公社です。 申請地の地目は〇です。面積は〇合計で〇〇〇〇㎡です。 また、売買金額は、〇〇〇万円です。1 反当りの金額は〇〇〇万円です。 移転理由については農地売買事業による経営拡大です。 譲受人世帯の現在の経営農地面積は全部で〇〇〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。 おもな作付作物は水稻です。 農機具の所有状況は、トラクター 7 台、田植機 2 台、コンバイン 2 台、籾摺機 1 台、乾燥機 4 台、噴霧機 4 台、農業用トラック 5 台、その他農機具 4 台を保有しています。 譲受人の農作業暦は〇〇年で、また、通作時間は〇分です。 世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間 3 0 0 日、〇〇〇〇の〇〇さんが 3 0 0 日、〇〇〇〇の〇〇さんが 3 0 0 日、〇〇〇〇の〇〇さんが 3 0 0 日世帯合計で 1 2 0 0 日です。1 5 0 日以上のため、農作業に常時従事すると認められます。 今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、〇〇〇

〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については引き続き水稻栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎永野委員

11月20日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は許可されました。

◎議長

それではNo.2について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は4ページから5ページです。

譲受人は〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇の方です。

譲渡人は〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇の方です。

申請地の地目はすべて〇です。〇筆合計で〇〇〇〇㎡です。譲渡理由は、譲渡人は労力不足によるもので、譲受人は経営拡大です。

なお、売買金額は、〇筆合計で〇〇万円です。1反当りの金額は約〇万円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は水稻、蔬菜です。

農機具の所有状況はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、籾摺り機1台、草刈り機1台、農業用車両1台を保有しています。

譲受人の農作業暦は30年です。また、通作距離は約〇kmです。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間80日です。父の〇さんが年200日、母の〇〇〇さんが年間200日、世帯合計で480日です。150日以上のため、農作業に常時従事する認められます。

	今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は〇〇〇〇〇〇〇㎡になります。 周辺地域との関係については引き続き水稻栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。 よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明については以上です。 ◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。 ◎柴田委員 11月20日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。 以上、ご審議よろしく願います。 ◎議長 質疑なしと認め、これより採決いたします。 許可に賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、本案は許可されました。 ◎議長 それではNo.3について、事務局説明願います。 ◎事務局 案内図は6ページです。 譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。 譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇の方です。 申請地の地目は〇です。面積は〇〇〇〇㎡です。 譲渡理由は、譲渡人は〇〇〇〇によるもので、譲受人は〇〇〇〇です。 なお、売買金額は〇〇万円です。1反当りの金額は〇〇万円です。 譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。 おもな作付作物は〇〇〇です。 農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、耕耘機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、糶摺機1台、噴霧機1台、農業用トラック1台、草刈機2台を保有しています。 譲受人の農作業暦は〇〇年です。また、通作距離は〇分です。 世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間300日、〇〇〇〇の〇〇さんが200日、世帯合計で500日です。150日以上のため、農作業に常時従事すると認められます。 今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は〇〇〇〇〇〇〇㎡になります。
--	---

○㎡になります。

周辺地域との関係については引き続き水稻や蔬菜の栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告を私からさせていただきます。

11月20日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は許可されました。

◎議長

それではNo.4について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は7ページです。左上に議案1－4資料と書かれた営農計画書をご覧ください。

譲受人は〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇の方です。

譲渡人は〇〇〇に居住する〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇の方と同世帯員の〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業はありません。

申請地の地目は〇、〇筆と〇、〇筆、合計〇筆で面積は〇〇〇㎡の農地です。譲渡理由は、譲渡人は労力不足によるもので、譲受人は新規就農で自家消費分になります。

なお、売買金額は〇筆合計で〇〇〇万円です。1反当りの金額は〇〇〇万円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積はありません。

それでは営農計画書を御覧ください。

今回、農地を取得する目的は、15年以上〇〇〇のルーフバルコニーで家庭菜園レベルですが、キュウリ、ナス、ピーマン等の栽培を行ってきました。宅地と農地も購入し家庭菜園からレベルアップして、自家消費分ですが本格的に農業を始めたいとのことでした。

次に、農機具の所有状況及び計画は、耕運機1台、草刈り機2台、噴霧器4台、鍬等を保有予定です。

次に、年間の農作業従事計画です。栽培作物は野菜、果樹等です。

1月は土づくりに30時間。2月はいちご施肥、ミカン剪定、甘夏収穫に

30時間。3月はジャガイモ植え付け、いちご消毒、施肥に40時間。4月はトマト、なす、キュウリの植え付け、ジャガイモ施肥、消毒に45時間。5月はサツマイモ、ゴーヤ、植え付け、イチゴ収穫、消毒に45時間。6月はジャガイモ収穫、イチゴ苗作り、消毒、除草に45時間。7月は消毒、雑草除去に20時間。8月は消毒、雑草除去に20時間。9月は消毒、雑草除去に20時間。10月はイチゴ植え付け、サツマイモ収穫、施肥、雑草除去に30時間。11月は垣根剪定に20時間。12月はイチジク、サクランボ、ブルーベリーの果樹剪定に20時間行います。年間作業時間は365時間で50日間を予定しています。なお作業は譲受人のみだけで行います。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については引き続き畑作、果樹栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ばさないものと考えられます。

また、農機具の所有計画、農作業従事計画が妥当と考えられれば農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎永野委員

11月20日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、書類に不備はなく、また、現地も違反はありませんでした。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎高橋会長代理

〇〇さんから譲り受ける段階で果樹があるのですか。

◎事務局

果樹は既に植わっています。

◎高橋委員

譲り受ける〇〇さんの年齢を教えてください。

◎事務局

年齢は〇〇歳です。

◎横川委員

〇〇〇〇番地は〇〇さんが住んでいるんじゃないですか。

◎事務局

宅地と農地を譲り渡すことになっています。

◎柴田委員

倉庫のような建物は違反ではないですよ。

	資金計画について、造成費〇〇〇〇万円、建築費〇〇〇〇万円、その他費用で〇〇〇万円、合計〇〇〇〇万円です。全額借り入れで対応すること、融資証明書と融資者の残高証明書が添付されています。資金計画について問題ありません。 説明については以上です。 ◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。 ◎石塚委員 １１月２０日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。 以上、ご審議よろしく申し上げます。 ◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 ◎高橋会長代理 水路側には被害防除は行わないのか。 ◎事務局 Ｌ型擁壁で被害防除を行います。 ◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 承認に賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、本案は承認されました。 【議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請書の承認を求める件について】 ◎議長 続いて、日程５議案第３号農地法第５条の規定による許可申請書の承認を求める件についてを上程いたします。 №１について、事務局説明願います。 ◎事務局 案内図は９ページです。土地利用計画図は２ページになります。 申請地は〇〇〇〇〇〇、地目は〇、〇〇〇㎡の農地です。 譲受人は〇〇〇〇〇〇に居住している〇〇〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。 譲渡人は〇〇〇〇〇〇に本店があります〇〇〇〇〇〇(有) 〇〇〇〇〇〇〇さんです。 転用目的は〇〇〇です。 転用理由は、当社は申請地のそばで〇〇〇を利用し〇〇〇〇〇〇〇を行っ
日程第５	

ており、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇は〇〇〇〇〇〇に
依頼しています。

現在、〇〇〇の回転広場スペースが無く、〇〇〇〇〇〇に止め〇〇にて
積み下ろし、積み込作業を行っていますので、近隣から時々車両の通行に
支障を及ぼすため、苦情の電話が入ります。作業時には気を使って行って
おりますが、会社の問題点となっています。

また、〇〇〇と〇〇〇の置場を〇〇〇の空いているスペースに〇台、近
所の〇〇〇〇〇〇の空いているスペースに〇台、駐車場としてお借りして
います。

しかし、〇〇〇の建て替えを計画しているので、移動してほしいと話が
出ており、〇〇〇からもお借りしている敷地も敷地内の整理をしたいと話
を頂いております、そのため、早急に車両駐車場を探さざる負えなくなりました。

市街化区域では工場から遠く非効率であり〇〇〇も敬遠します。会社近
くの非農地以外の場所も探しましたが見つけることができませんでした。
そうしたなか〇〇〇の農地を紹介があり、話がまとまりました。

この申請地では当社の長年の課題であった〇〇〇の積み下ろし時に駐車
できる敷地であり、〇〇〇の車両、〇〇〇車両〇〇台分を一箇所に集約す
ることがで作業効率、安全性などが確保できます。

以上の理由から申請をされました。

敷地内はアスファルト舗装で工事期間は許可後から 1 か月間を予定して
います。

被害防除対策について南側の境界沿いには新規で CB を設置します。

資金計画について、用地費〇〇〇万円、造成費〇〇〇万円、合計〇〇〇
万円です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明
書が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願いま
す。

◎藤江委員

11月20日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備
はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎高橋会長代理

地目が田になっていますが、現況は畑なんでしょうか。

◎事務局

昭和〇〇年〇月〇日農地改良の届出がされていますので、地目変更をし
ていないだけです。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

被害防除対策については、申請地外周に CB 5 段を設置して被害防除を行います。排水については合併浄化槽 5 人槽を設置し、北側の水路に排水します。

◎議長

◎石塚委員

◎議長

◎高橋会長代理

◎事務局

◎議長

(挙手全員)

◎議長

◎事務局

○さんです。職業は○○○○○○○を営んでいます。

当社は〇〇で〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を経営しています。申請地を〇〇〇〇として経営したいと思っています。

	今後、許可を頂き〇〇〇〇として使用したいと思っています。 以上の理由から当該地を申請されました。 建物は鉄骨 1 階建てです。合併浄化槽 5 人槽を設置し水路に放流します。 また、油水分離槽も設置します。 被害防除対策については申請地外周に CB を設置するか不明です。 説明については以上です。 ◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。 ◎岡田委員 11月20日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。現地に違反は無く、申請書類について不備等はありませんでした。事務局説明のとおりですのでご審議よろしくをお願いします。 ◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 ◎柴田委員 〇〇〇〇は〇〇〇〇をやっているが、修理工場が必要なのか。 ◎事務局 〇〇〇〇が必要ということで申請がありました。先ほど申請理由について説明しましたが、必要性の説明はありませんでした。本当に除外をしてまで〇〇〇〇が必要なのか。また、被害防除の記載もありませんでしたので、被害防除についても対策してほしいなど意見を出していただければ、農業委員会の意見としてお伝えさせていただきます。 ◎横川委員 現況は畑なのか。 ◎事務局 登記地目は田です。過去に違反転用をしておりましたが、現在は是正がされ現況は畑となっています。 ◎柴田委員 必要性の説明と油水分離槽の管理をしっかりとるようお願いします。 ◎事務局 そのように意見を伝えさせていただきます。 ◎高橋会長代理 延焼ラインとはなんですか。 ◎事務局長 延焼ラインは火災が発生したときに、火が燃え移る可能性がある範囲を指します。延焼ラインとなる可能性がある場所には不燃材料や防災材料といった、火に強い素材を使用することが求められます。
--	---

◎議長

その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。
閉会の挨拶を、高橋会長代理よりお願いします。

◎高橋会長代理

長時間に渡りご審議ありがとうございました。
明日明後日、収穫祭の準備と開催がありますので、頑張りましょう。
本日はお疲れ様でした。